Ⅱ 「婚姻防衛法」違憲判決:州の主権と人権拡張の新展開

— United States v. Windsor, 133 S. Ct. 2675 (2013) —

1 事実 (1)

ニューヨーク州住民である二人の女性 Edith Windsor と Thea Spyer は、2007年にカナダのオンタリオ州で法に則って結婚し、ニューヨーク州に戻って生活していた。Spyer は 2009年に亡くなり、その遺産を Windsor が相続した。Windsor は存命する配偶者のための相続税の課税免除を申し出たが、連邦法上の「夫婦」の定義から同性同士のパートナーを排除する婚姻防衛法(Defense of Marriage Act=DOMA)により免除を受けられなかった。Windsor は相続税を払った上で、婚姻防衛法の当該規定の合憲性を問う訴訟を提起した。

提訴後、アメリカ合衆国司法長官は連邦議会下院議長に対し、司法省は婚姻 防衛法を擁護する立場を放棄すると通告した。そして「大統領は、記録に残る 差別の歴史を含む、様々な要素を勘案した結果、性的志向に基づく区別に厳格 審査が適用されるべきと考えるに至った」と通告した。

大統領は、司法省に対し法廷では婚姻防衛法の擁護を行わないよう指示したが、同時に、執行府としては引き続き婚姻防衛法第3章を執行することにした。また、連邦議会がこの訴訟に十分かつ公平に参加する機会を与えることは合衆国の利益に適うとした。

これを受けて、下院の Bipartisan Legal Advisory Group (BLAG) が婚姻 防衛法第3章を擁護するために訴訟に介入した。連邦地裁は BLAG に対して、訴訟参加を認めた。その上で婚姻防衛法第3章は違憲として、財務省に対し納税額に利息分を加えて原告に返還するよう命じた。第2巡回区連邦控訴裁は地裁の判決を支持した。

⁽¹⁾ Kennedy 裁判官の法廷意見の冒頭より抽出。

86 比較法学 48 巻 2 号

2 争点

- (1) 執行府(合衆国司法省)が婚姻防衛法の合憲性の擁護を放棄し、代わりに連邦議会下院の議員団が訴訟に介入し、婚姻防衛法を擁護している場合に、連邦最高裁判所がその管轄権を行使し実体審理に入ることができるか(2)。
- (2) 婚姻防衛法は、合衆国憲法修正 5条のデュープロセス (due process) 条項に違反するか。

3 判決

Kennedy 裁判官による法廷意見(Ginsburg, Breyer, Sotomayor, Kagan 各裁判官が同調),Roberts 首席裁判官の反対意見,Scalia 裁判官の反対意見(Thomas 裁判官が同調,Roberts 首席裁判官が一部同調),Alito 裁判官の反対意見(Thomas 裁判官が一部同調)がある。

- (1)連邦最高裁判所は、その管轄権を行使し、本件の実体審理に入ることができる。
- (2)婚姻防衛法は、合衆国憲法修正5条に含意される自由を平等に享受する権利を不当に奪うものであり、違憲である。

4 判決理由

(1) 実体審理の可否

Amicus は、婚姻防衛法第3条が違憲であるとの立場に政府が同意している以上、地裁が納税額の返還を命じた時点で訴訟は終了すべきであり、控訴裁は控訴上告を却下すべきだったと主張する。しかしこの議論は、合衆国憲法第3編に定める裁判所の管轄権行使の要件と、裁判所が慎重を期して自主的に管轄権の行使を控える場合(prudential limits on its exercise)の違いを踏まえていない。

合衆国は合衆国憲法第3編に基づく当裁判所の管轄権を支えるのに十分な利

⁽²⁾ この争点は上告受理の決定に際し、最高裁により追加された。なお、原告被告とも裁判所には管轄権があるとの主張であったので、裁判所自ら Vicki Jackson 教授を amicus curiae に任命し、管轄権がないとの立場を主張させている。

害(stake)を有する。地裁判決は合衆国に対しWindsorへの返金を命じている。 違憲判決さえあれば支払い命令を喜んで受け入れるとの立場を執行府が取って いたとしても、そうした支払いがなされれば国庫に損害を与えることに代わり はない。従って、合衆国が支払いを拒否している金員を原告が引き続き要求し

ていることは、連邦裁判所が管轄権を行使するのに十分な対立を生じている。

このように本件は合衆国憲法第3編のもとで司法解決になじむ係争を提示しているが、(原告に同意するという)執行府の異例の姿勢に照らして、管轄権行使には一層の慎重さを要する。こうした場合、一つの考慮事項となるのが、合憲性を積極的に擁護する amici curiae の参加によって、争点について対立が提示される保障があるかどうかである。

本訴訟では、BLAG が DOMA の合憲性を擁護する内容のある議論を行っている。主たる当事者が判決内容に同意しているにも関わらず上告が行われた場合、通常は審理を控えるべきであるとしても、今回 BLAG が争点について鋭い対立意見を提示したことによって、審理へ入ることへの懸念も払拭できる。

(2) 婚姻防衛法の合憲性

同性結婚がいくつかの州において合法であることを背景に、DOMAの構造、目的、効果を検討することが、その合憲性の判断の出発点となる。

歴史的伝統的に、婚姻の定義ならびにその規制はそれぞれの州の権限、所管に服するものとされてきた。連邦の政策の一環として限られた範囲で連邦法が婚姻について規定することが合憲とされた先例はあるが、DOMA は遥かに広い射程を持つ。その規制は1000以上の連邦法と連邦規則全体に及ぶからである。その作用はニューヨーク州その他11の州の法が保護しようとする人々を狙い撃ちにするものである。

婚姻の定義と規制に関する州の責任の重要性は、建国以来のものである。合衆国憲法が制定されたときの一般的理解は、夫婦や親子といった家族関係を規制する権限は州に保留されているというものだった。

とはいえ,連邦政府が州の権限に介入したことが,連邦制における権限配分を妨げるゆえに違憲かどうかはここでは判断する必要はない。婚姻について定義する州の権限が本件で議論の中心になるのは,連邦制の原則とは異なる理由からである。

DOMA は、ニューヨーク州が権利保護をしようとした分類の人々に不利益を課すことを目的としている。そのことは、連邦政府にも適用される基本的な

デュープロセス及び平等保護の原則に違反している(3)。 合衆国憲法下の平等保護は、「少なくとも、政治的に不人気な集団を痛めつけたいというだけの立法府の意向では、当該集団に対する不利益な扱いを正当化できない」ことを意味する(4)。 ある法が、不適切な憎しみや目的に動機づけられているかどうかを判断する際、「異例の特徴を有する差別(discriminations of an unusual character)」について特に慎重な検討を要する(5)。

DOMAは、州による婚姻の定義を認め受け入れるという通例から異例の乖離を行い、連邦法上の婚姻の承認に伴う特典や義務を同性カップルから剥奪するものである。本法はその目的においても効果においても、州の権限によって合法的に許された同性結婚を行った者に対し、不利益、異なるステータス、スティグマを課すものである。

DOMA の制定の経緯、また条文そのものから、同性婚の婚姻に(異性間の婚姻と)平等な尊厳の付与、またこれを州がその主権の行使により行うことに対して介入したことが、法の付随的な効果以上のものであったことは明らかである。下院の法案審議報告書は、「連邦議会が伝統的な異性間の婚姻という制度を守るためにできることをすることは適切かつ必要である。(当該法案は)故あって婚姻防衛法と題している。婚姻を再定義し、同性カップルにも認めようという試みは、婚姻制度を根幹から改める過激な考えである」と結論付けた。そして DOMA は「同性愛が道義に反するものであり、異性間の愛こそが伝統的な道徳観念に沿うとの道義的確信」を表明するものであると結論付けている。

この法律の確たる目的は、いずれかの州が同性結婚を認めようと決した場合には、この婚姻は連邦法上は二等のもの(second-class marriages)と扱われるようにすることである。これは、合衆国憲法修正5条の下で、非常に深刻な問題である。

DOMA の主たる効果は、州が認めた婚姻のうち、一部を取りだして、劣位に置くことにある。DOMA は、同じ州の中に二つの異なる婚姻体系を作り、同性カップルに州法上は婚姻しているものの連邦法上は婚姻していないという状況を強要する。そのことにより、州が承認し保護するのが適切と判断した基本的な人間関係の安定性と将来性(predictability)を低減させる。DOMA は、

⁽³⁾ Bolling v. Sharpe, 347 U.S. 497 (1954).

⁽⁴⁾ Department of Agriculture v. Moreno, 413 U.S. 528 (1973).

⁽⁵⁾ Romer v. Evans, 517 U.S. 620 (1996).

州が認めた同性結婚の意義を公的にも私的にも貶める。それは、こうしたカッ プルまた世の中へ対して、こうした結婚が連邦政府の承認にふさわしくないと 宣言するものだからである。これにより同性カップルは、二等の婚姻関係 (second-tier marriage) という不安定な位置に置かれる。これは、その価値 判断や性的な選択(moral and sexual choices)が合衆国憲法上保障されてい て、、、その関係に州が尊厳を付与しようとしたカップルを貶める差異化である。

修正5条の保障する自由には、法の下の平等をいかなる人からも剥奪しては ならないとの意も含まれる(7)。

この連邦法は無効である。なぜなら、州が婚姻法を通じてその人格と尊厳を 守ろうとする人々を蔑視し、不利益を与える目的と効果がある一方で、正当な 立法目的が何ら見出せないからである。(州により付与された)保護を剥奪し 代わりに他に劣る婚姻関係の下で暮らしているかのように扱おうとするこの連 邦法は、修正5条に違反する。

(3) Roberts 首席裁判官の反対意見

当裁判所は本件の上告審理を行う管轄権を持たない。また、連邦議会が婚姻 防衛法を制定したことは憲法の範囲内の行動である。連邦議会が、統一性、安 定性の観点から、立法の当時すべての州、すべての国において採用されていた 婚姻の定義を維持したことには正当性がある。

法廷意見の核心は、「州の住民、州民に適用される私人間関係に関する法の 中枢」への連邦政府の介入が、異例であるゆえに警戒を要するとのことである。 従ってこれは連邦制に基づく判決である。

法廷意見は、婚姻防衛法が、州と連邦政府の通常の権限分配からいかに逸脱 しているかを強調する。しかし、ある州が他の州とは異なる結婚の定義を採用 したり維持したりする場合にはこうした逸脱はない。「婚姻関係について定義 する州の権限 | が本判決で婚姻防衛法を無効と判断する上で中心的な役割を果 たしたことは、将来、州による結婚の定義の合憲性を争う訴訟において、逆の 立場(筆者注:同性結婚を認めない州法を擁護する立場)からも生かされるこ とになるだろう。

⁽⁶⁾ Lawrence v. Texas, 539 U.S. 558 (2003).

⁽⁷⁾ Bolling v. Sharpe, 347 U.S. 497 (1954), Adarand Constructors, Inc. v. Pena, 515 U.S. 200 (1995).

90 比較法学 48 巻 2 号

(4) Scalia 裁判官の反対意見

合衆国憲法第3編は、裁判官に、抽象的な問いではなく、現実具体的な「事件」「訴訟」について判断する権限を付与した。しかしこの訴訟では原告も政府も求める結論について完全に一致している。双方とも下級審の判決が正しいとの意見で一致し、下級審の審理でも一審判決が正しいとの意見で一致していた。

我々は、連邦議会の制定した法律が憲法違反であるとの主張があるからといって、いつでも法が何であるかを決められるわけではない。我々がそれをできるのは、その主張が訴訟の結論に影響を与える場合で、他方の当事者がその主張に反論している場合のみである。

双方の当事者がニューヨーク南部地区連邦地裁の判決に同意した以上、この訴訟はその時点で終了すべきだった。それ以降の過程は、他の裁判所に対して先例拘束性を持たない地裁判決を、連邦第2巡回区全体に対して先例拘束性を持つもの、さらに(最高裁判所を通して)合衆国全体に先例拘束性を持つものへと引き上げること以外に目的のない、計略(contrivance)である。

合衆国憲法第3編は訴訟を起こす適格性を有する原告(あるいは上訴人)のみならず、原告の主張の妥当性を否定する反対当事者の存在を求める。問題となるのは、「合衆国に第3編の管轄権を行使するに足る利害関係があるかどうか」ではなく、合衆国と Windsor の間に何かしらの争い(それには双方の主張の相違が求められる)があるかどうかである。ここにはそれが存在しない。

(以下、管轄権の存在は認める Alito 裁判官への反論、また実質審理で婚姻防衛法を違憲と断じた法廷意見への反論が続くが、紙幅の都合で省略する)

(5) Alito 裁判官の反対意見

a) 管轄権

裁判所の権限行使を求める当事者が上告をするに足る十分な利害関係を有するのは、当該当事者が、訴訟の対象となっている行為によって現実に損害を被り、その損害が判決によって救済しうる場合である。今回の訴訟では、BLAGにその立場を代弁する権限を付与した下院が、まさにこうした損害を被っている。INS v. Chadha (8) で、当裁判所は、連邦議会の両院を、各院に単独の議会拒否権を付与する法律 (9) の合憲性を擁護するために上告をする適切な当事者

⁽⁸⁾ INS v. Chadha, 462 U.S. 919 (1983).

として認めた。Chadha の連邦控訴裁判決が、議院の単独拒否権を違憲とした ことで、連邦議会の立法権に制約を課したからである。本訴訟でも同様に、第 2巡回区控訴裁判所の違憲判断が、連邦議会の立法権を制約している。

b) 婚姻防衛法の合憲性

合衆国憲法は同性結婚をする権利を保障していない。合衆国憲法のいかなる 条文もこの問題に言及していない。

当裁判所はこれまで、デュープロセス条項には、身体が拘束されないことに とどまらず、自由を実体的に保障する側面があることを認めてきた。しかし、 デュープロセス条項の実体的な保障が及ぶのは「客観的に見て、この国の歴史 と伝統に深く根ざした基本的な権利と自由」に限られることは確立した判例で ある。

同性結婚の権利がこの国の歴史と伝統に深く根ざしたものではないことに争 いの余地はない。この国では、2003年にマサチューセッツ州最高裁判所が結 婚を男女のカップルに限ることが州憲法に違反するとの判決を下すまで、同性 結婚を認める州はなかった (10)。

従って、Windsor と合衆国が求めているのは、深く根ざした権利の保障では なく、新しい権利の承認であり、しかも両者はこの革新を人々により選出され た立法府ではなく、選挙によって選ばれていない裁判官に求めている。そのよ うな要求に対し、裁判官には注意深さと謙虚さが求められる。我々の統治の仕 組みの下では、主権は最終的に人民にあり、人民に自らの運命を司る権利があ る。これほどの根本問題への姿勢の変更は、選挙された代表者を通じて人民が 行うべきものである。

5 判例研究

(1) 司法権の行使を巡って

アメリカ合衆国では、2003年にマサチューセッツ州最高裁判所が同州で同 性結婚を認めないことは州憲法に違反するとして州法の改正を要求して以来.

⁽⁹⁾ 移民国籍法 (Immigration and Nationality Act) において、一定の要件を満 たした場合に司法長官が裁量により退去強制のを停止処分をすることを認め つつ、停止処分した場合に連邦議会への報告を義務付け、いずれか一院でも 司法長官の判断を覆すことができるとしたもの。

⁽¹⁰⁾ Goodridge v. Department of Public Health, 440 Mass. 309, 798 N.E. 2d 941.

州単位, また連邦レベルで, 同性結婚の是非が立法府, 司法府を巻き込み顕著な政治的社会的対立を呼んできた。本判決の争点となった婚姻防衛法は, 州レベルで同性結婚を認める動きが出てきたことを警戒した保守派が, 連邦法上は結婚を男女の間に限ることにより, 州レベルで結婚を認められた同性カップルが連邦政府による承認や各種恩恵を受けることを妨げたものである。

この判決は連邦法による同性結婚の否定の合憲性を巡るものであるが、より 重大な争いは、各州ごとに婚姻の定義が行われている中で、州法による同性結 婚の否定が合衆国憲法違反となるかどうかである。本判決の各裁判官の意見 は、この争いを念頭に置いたものとして読むと理解がしやすい。

まず、管轄権の問題の政治性を指摘したい。本判決に至る訴訟は、原告と名目上の被告であるアメリカ合衆国連邦政府(執行府)の「出来レース」といっても過言ではない。というのは、同性愛者の権利に肯定的なオバマ大統領の下、司法省が連邦法の擁護を放棄し、原告の立場に同意すると宣言したからである。Scalia 裁判官はじめ反対意見が指摘するように、この時点で合衆国憲法第3編の求める具体的な事件性は存在しないということもできる。しかし、司法省に代わって連邦議会下院の議員団(BLAG)が訴訟に介入したことで、議論がこじれる。法廷意見は、この議員団が法律の合憲性を擁護するに至って、裁判所が管轄権を行使するに足る対立が明らかになったとの立場である。これによって最高裁として違憲判決を下す素地が整ったことになる。

実体審査では、上述の州法を巡る争いへの思惑が絡んで、論理展開が曖昧になっている。法廷意見は、婚姻に関する規定を含め、家族法が歴史的に州の主権に属する分野であったことを初めに強調する。しかし、この議論をそのまま貫くと、同性結婚を否定する州法もまた州の主権の問題として可、ということになる。そこで法廷意見は、これは連邦制に関する意見ではない、と断った上で、「これまで州の主権を尊重してきたのに今回に限り連邦法で覆すのは怪しい」という論理展開で、人権保障条項に基づく審査へと転換する。即ち、何かしらの悪意があるからこそ、異例の介入を行ったのであろう、という出発点に立つ。

そのうえで、合衆国憲法修正 5 条のデュープロセス条項にある「自由」の中に、修正 14 条の「平等原則」を読み込むことができるとし、DOMA は修正 5 条に違反する、との結論を導く。平等原則に違反するかどうかの規準として裁判所は「少なくとも、政治的に不人気な集団を痛めつけようとの意図のみで」

その集団を不利に扱うことはできない、とする(III)。そして、婚姻防衛法の制定目的、効果ともに同性婚カップルに著しい不利益を与えるものであるとの議論を展開する。但し、そう簡単に悪意に基づく法律と断じてよいのか、各反対意見は指摘する。同性結婚の是非を巡っては、結婚と出産の関係、子育てへの影響、さらには伝統的価値観などに拠って立つ議論があり、これらの議論についても一応の検討が欠かせなかったのではないか。この点は、州法が同性結婚を否定している場合に合衆国憲法に違反するかどうかを問う訴訟で、あらためて争われることになるだろう。

(2) 州法と同性結婚について

本判決は連邦法上の同性結婚の否定を違憲としたが、同性結婚を認めるべき かどうかは依然として各州の判断事項である。そこで、州法による同性結婚の 否定が合衆国憲法に違反するのかが将来的な課題となる。

本判決と同日に下された Hollingsworth v. Perry (12) は州憲法による同性結婚 の否定を巡る判決である。しかし、カリフォルニアの特殊事情の下での判決で、 合衆国全体にどのような影響を与えるかは読み切れない。

カリフォルニアでは、州の最高裁判所が、同性結婚を認めない州法は州憲法違反とした。それにより、一時同州では同性結婚が認められた。ところが、住民投票(Proposition 8)により州憲法が改正され、結婚は男女の間に限るとの明文規定が挿入された。これにより、同州では再び同性結婚の道が閉ざされた。この訴訟はこの州憲法改正が合衆国憲法に違反するとして、連邦地裁に提起されたものである。

この訴訟でも、州知事及び州司法長官が州法の擁護を拒み、同性カップルの立場を支持した。Scalia 裁判官の言葉を借りれば、執行府が執行府の気に入らない制定法の違憲判断を求める「計略」である。主権者である国民や州民を代

⁽¹¹⁾ この考え方は、既成観念に対抗する若者が共同生活をする「ヒッピー」コミュニティを狙い打ちにしたとされる連邦食料費補助法の規定(親族関係にない者を含む低所得世帯を食料費補助制度から排除)を修正 5 条違反とした判決で示された (Department of Agriculture v. Moreno, 413 U.S. 528 (1973))。また、州の差別禁止法の対象から同性愛者のみを省いたコロラド州憲法の改正を修正 14 条違反とする際にも用いられた (Romer v. Evans, 517 U. S. 620 (1996))。本判決はその両方を引用している。

^{(12) 133} S. Ct. 2652 (2013).

94 比較法学 48 巻 2 号

表する立法府の意思の観点からは問題もあり、司法がその策に乗ってよいのか どうかという判断を迫られる。

訴訟では、住民投票の発起人が州知事等に代わって州の立場(であるはずのところ)を代弁していいかがまず問われた。この点について連邦控訴裁がカリフォルニア州最高裁に下問したところ、同州最高裁は、同州法の下で発起人にその資格があると回答した。これを受け連邦控訴裁は実質審理に入り、一旦認めた結婚の権利を再び剥奪する合理的な理由がない、として州民投票による州法改正を違憲とした(33)。

ところが、婚姻防衛法違憲判決との同日判決で最高裁は、州民投票の発議人には具体的な損害がないほか、州を代弁するための principal-agent の関係が存在しないことを理由に、上告資格を否定したのである。これにより、州憲法改正による同性結婚の再否定を違憲とした地裁判決が確定した。結果として同州では同性結婚が蘇るが、訴訟は地裁判決止まりとなり、カリフォルニア州以外での先例拘束性を持たなくなった。

(3) まとめ

現時点で合衆国における同性結婚と合衆国憲法の関係は以下のようにまとめられる。まず、連邦法上の同性結婚の否定は違憲である(婚姻防衛法違憲判決)。 州法により一旦は認められた同性結婚を州憲法改正により再否定するのは違憲である(カリフォルニア州憲法改正を巡る連邦地裁判決)。州法もしくは州憲法により一貫して同性結婚を認めていない場合に合衆国憲法に違反するかどうかは、今後の動静次第である。

最高裁は、Windsor 判決の法廷意見が同性結婚の権利の確立へと少しずつ歩みを進める中、連邦制への配慮、三権分立への配慮、また裁判所内部の駆け引きの結果として、同性結婚の権利を合衆国憲法上の権利と言い切ることを避け、州レベルでの議論の展開を待つ姿勢を示している。ただ、法廷意見の実質的な議論を見ると、同性結婚を否定する法を悪意の産物と捉える傾向が明らかであり、ある州が一貫して同性結婚を否定している場合に、それに何らかの合理的な理由を裁判所が見出せるのかどうか、不明である。少なくとも、法廷意

⁽¹³⁾ 秋葉丈志「Perry v. Brown, 671 F.3d 1052 (9th Cir. 2012)—いったん認められた同性結婚を州憲法改正により再度否定することは合理性を欠き、合衆国憲法第14 修正の平等保護条項に反する」『アメリカ法』 2012-2 号 364-368 頁 (2013).

アメリカ法判例研究 (15) 95

見の人権保障規定を巡る審査手法では、こうした場合も合理性は見出せず、すべからく同性結婚の否定は違憲ということになるだろう。そのことをわかっているからこそ、同性結婚に否定的な保守派裁判官たちは、連邦制や三権分立など人権保障と並ぶ重要な憲法原理を持ち出して、司法による人権拡張への慎重意見を展開しているのである。

(秋葉丈志)